

埼玉県特別支援教育推進計画（案）

（令和7年度～令和9年度）



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

県民の皆様の御意見をお寄せください。

「埼玉県特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）（案）」に対する御意見をお待ちしています。
（別紙様式があります。）

郵 送：〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1（住所は省略できます）
埼玉県特別支援教育課 教育環境整備推進担当宛て
FAX：048-830-4960
メール：a6880-05@pref.saitama.lg.jp

- ※ いずれも件名を「埼玉県特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）（案）への意見」としてください。
- ※ 必ず住所、氏名を明記してください。
- ※ 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

- 御意見の募集期間：令和7年1月23日（木）まで（当日消印有効）
- 県民の皆様の御意見をいただき計画を策定する予定です。
- いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。
- 計画案は埼玉県のホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/keikaku/suishinkeikaku2.html>

目次

第1章 総論

1	計画策定の趣旨・計画期間	4
2	埼玉県特別支援教育推進計画（令和4年度～令和6年度）の検証 ～成果と課題～	4
(1)	目標Ⅰ 連続性のある「多様な学びの場」の充実	4
(2)	目標Ⅱ 特別支援教育を担う教職員の専門性向上	11
(3)	目標Ⅲ 教育環境の整備	13
(4)	目標Ⅳ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実	14
3	特別支援教育を取り巻く社会の動向	16
4	本県における特別支援教育の現状	17
5	埼玉県特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）で目指すべき方向性	21

第2章 施策の展開

1	目標Ⅰ 連続性のある「多様な学びの場」の充実	
(1)	施策1 就学前における早期からの相談・支援の充実	23
(2)	施策2 公立小・中学校等における学びの場の充実	24
(3)	施策3 県立高等学校における学びの場の充実	26
(4)	施策4 県立特別支援学校における学びの場の充実	27

2	目標Ⅱ 特別支援教育を担う教職員の専門性向上	
(1)	施策5 全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性の向上	30
(2)	施策6 通級による指導、特別支援学級を担当する教員に求められる専門性の向上	31
(3)	施策7 県立特別支援学校の教職員に求められる専門性の向上	32
3	目標Ⅲ 教育環境の整備	
(1)	施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備	35
(2)	施策9 県立高等学校における教育環境の整備	36
(3)	施策10 県立特別支援学校における教育環境の整備	36
(4)	施策11 学校施設のバリアフリー化の推進	37
4	目標Ⅳ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実	
(1)	施策12 就学前の連携	37
(2)	施策13 在学中の連携	38
(3)	施策14 卒業後の連携	39
(4)	施策15 医療的ケアが必要な子供への対応	40
第3章 計画の進行管理		
1	施策評価の実施	41
2	指標一覧	42

第1章 総論

1 計画策定の趣旨・計画期間

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、「第4期埼玉県教育振興基本計画」に基づき、本県の特別支援教育を総合的に推進するための計画です。特別支援教育の目標や施策を定めた上で、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための条件整備をはじめ、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、発達障害を含む障害のある子供たちに必要な指導・支援を行うための基本的な考え方や主な取組を示すものです。令和4年度から令和6年度における成果と課題を踏まえ、社会の変化や多様化するニーズに対応した特別支援教育の更なる推進を目指します。

(2) 計画期間

令和7年度から令和9年度の3年間です。

2 埼玉県特別支援教育推進計画（令和4年度～令和6年度）の検証 ～成果と課題～

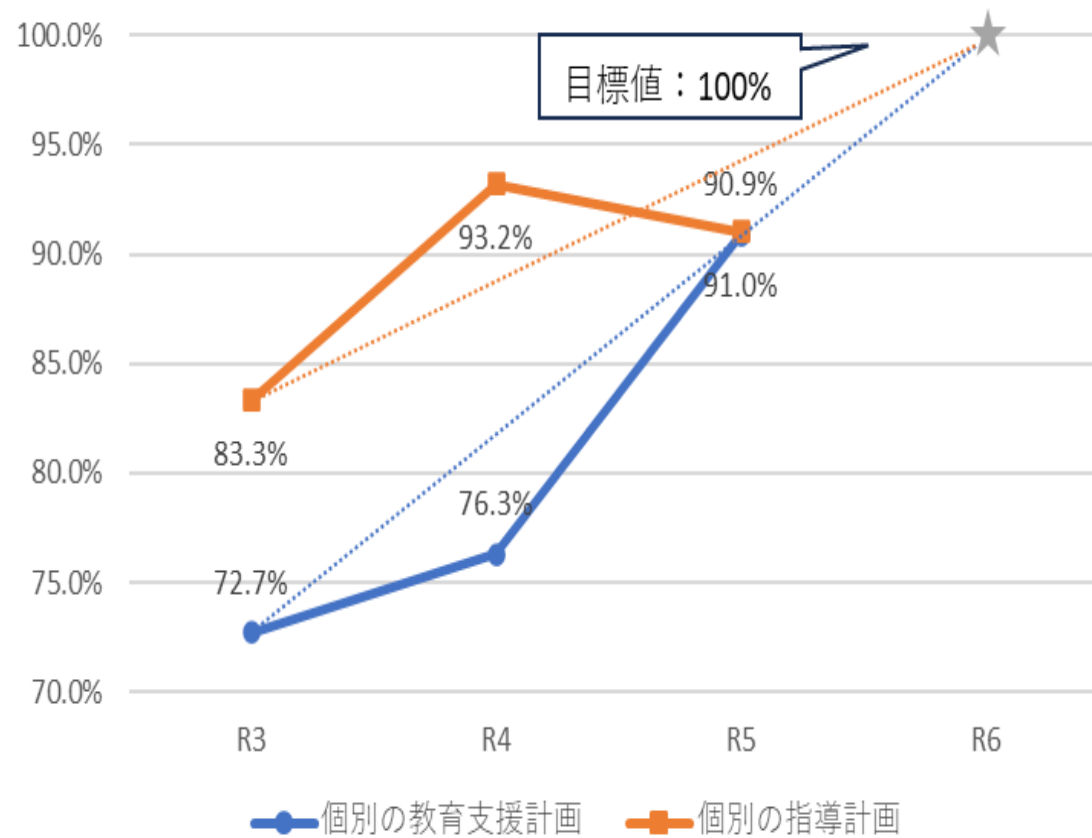
(1) 目標Ⅰ 連続性のある「多様な学びの場」の充実

ア 指標① 通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率

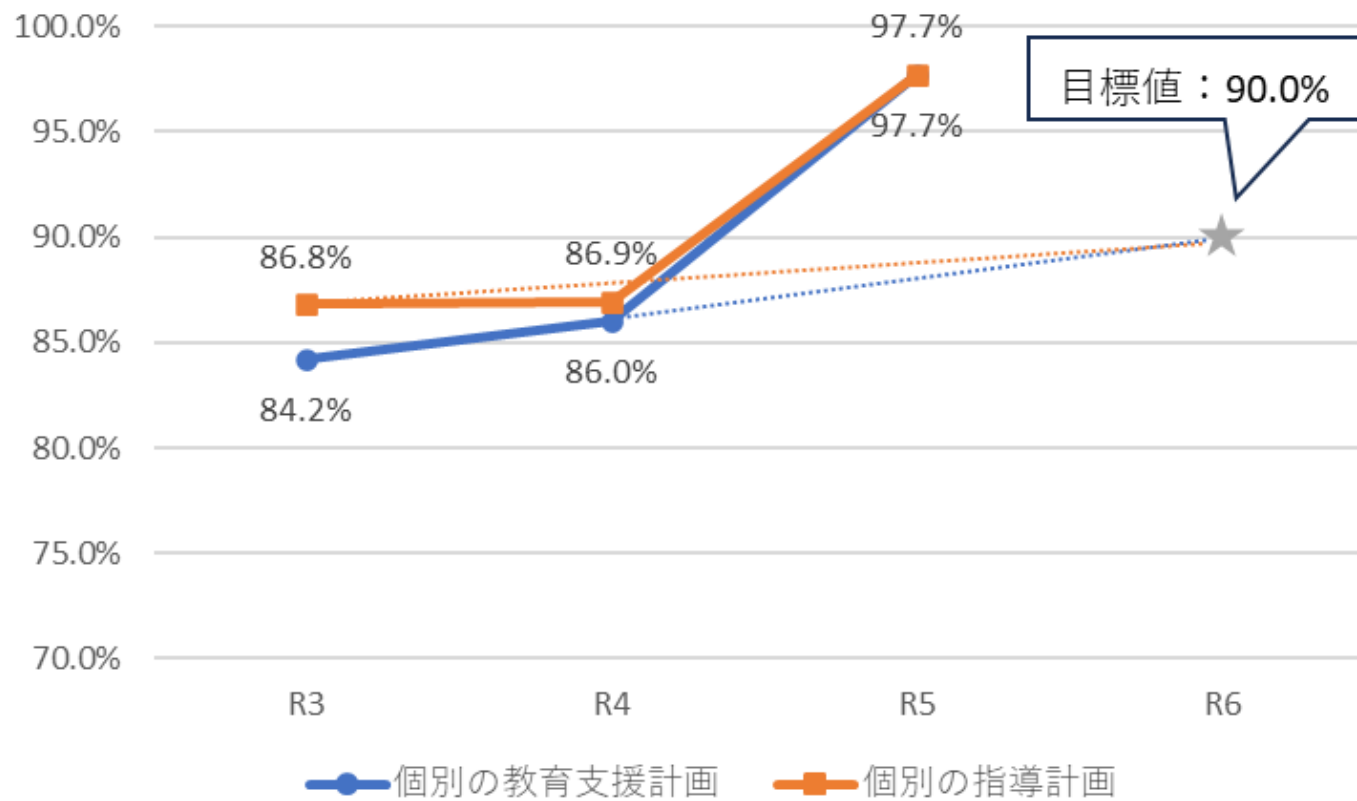
公立の幼稚園、小・中学校の通常の学級、高等学校において、特別な教育的支援を必要とする子供が適切な支援を受けられるように、学校は個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用に取り組んできました。

幼稚園における作成率は、目標値である100%には達していませんが、計画策定時の令和3年度と比較して、令和5年度には個別の教育支援計画が18.3ポイント、個別の指導計画が7.6ポイント上昇しました。小学校では、目標値である90.0%を上回り、個別の教育支援計画と個別の指導計画の両方が97.7%となっています。中学校でも、目標値である80.0%を達成し、個別の教育支援計画が93.0%、個別の指導計画が93.8%まで上昇しました。高等学校では、作成率が100%となり、目標を達成しています。

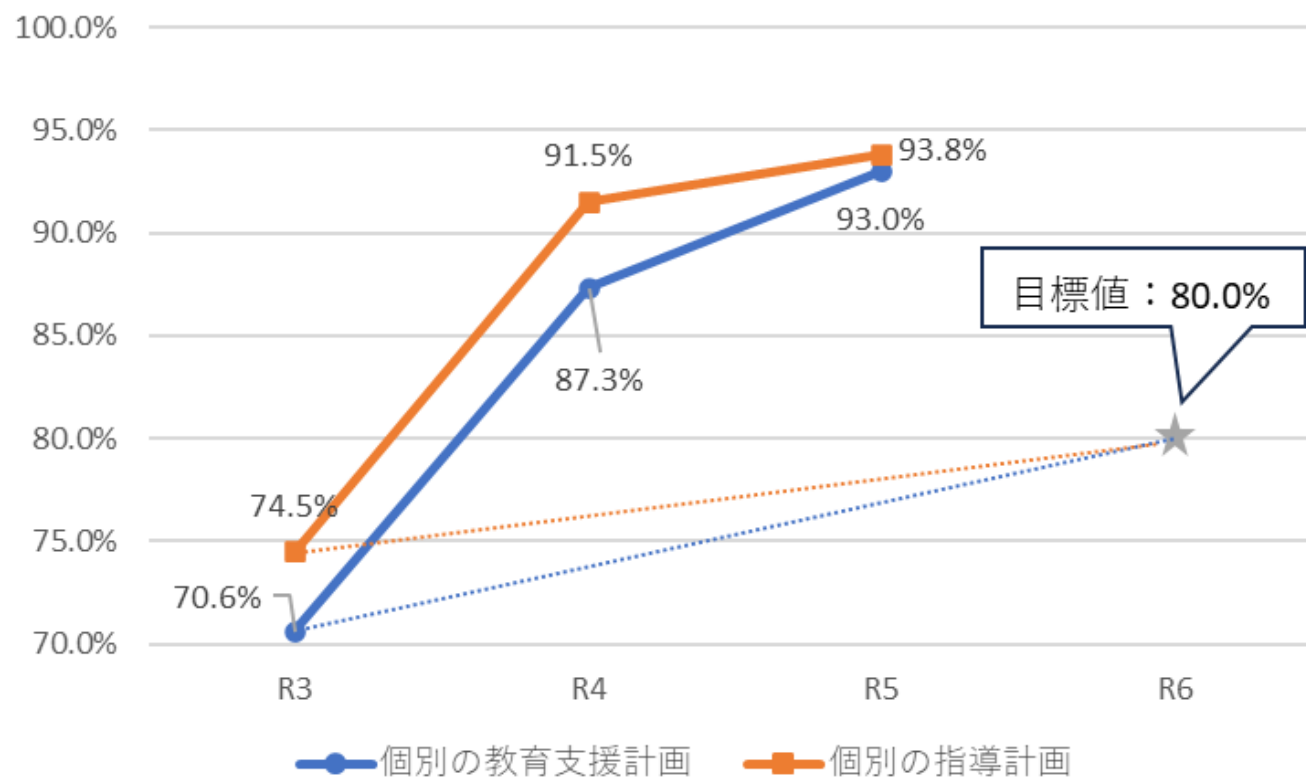
これらの結果から、全体的に達成率が上昇したのは、各学校における校内支援体制が充実してきたためと考えられます。学校は「多様な学びの場」において適切な支援を行い、学校間や関係機関で切れ目のない支援を実施できるよう、今後も取組を続けていく必要があります。



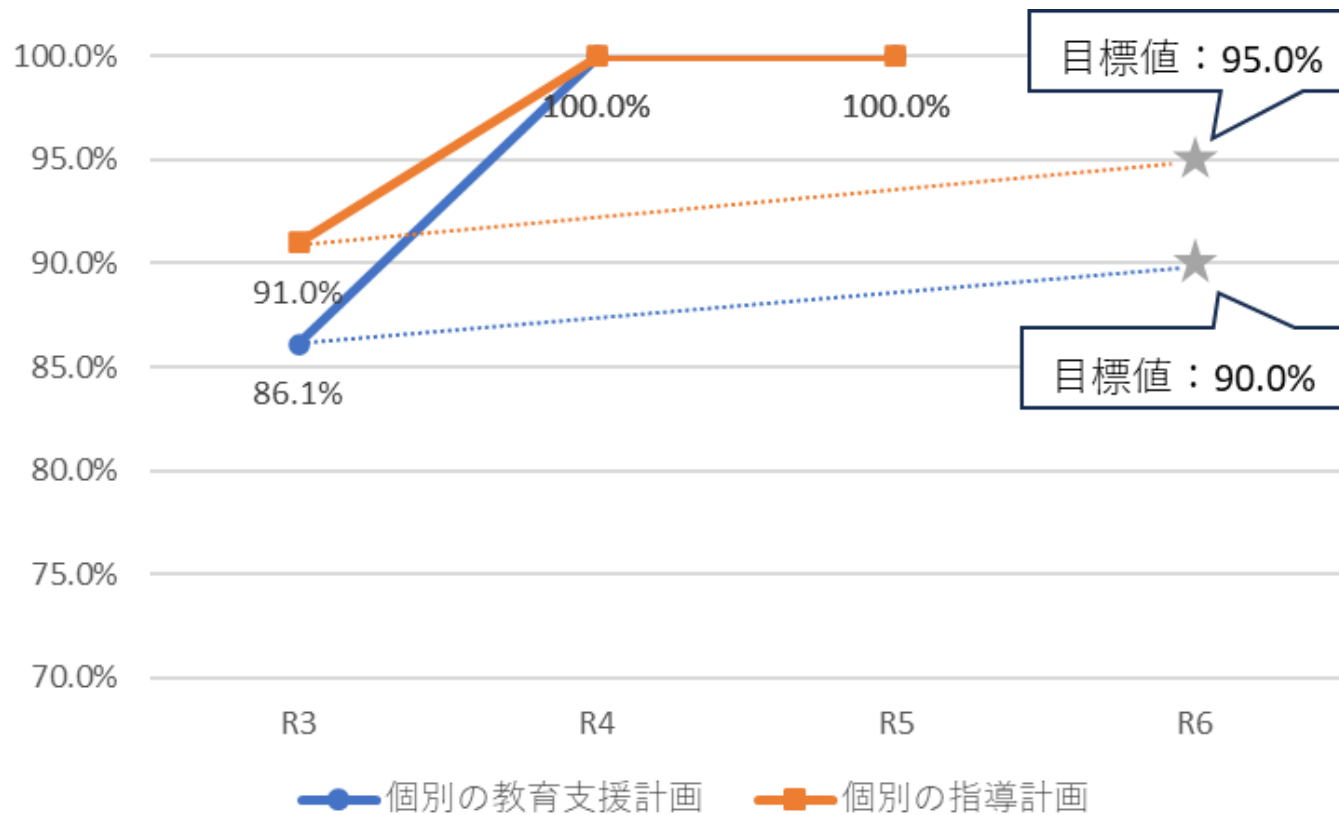
指標① 通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率（公立幼稚園）



指標① 通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率（公立小学校）



指標① 通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率（公立中学校）

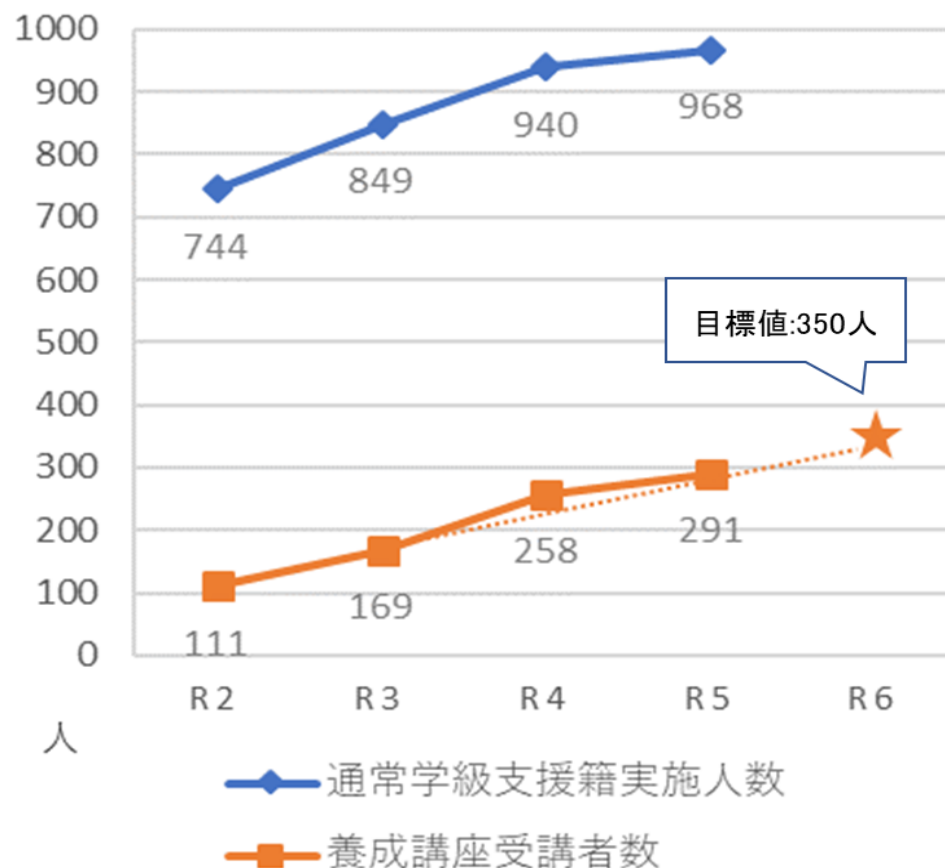


指標① 通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率（公立高等学校）

イ 指標② 支援籍学習を支える学校支援ボランティア養成講座の年間受講者数

支援籍学習を実施するにあたり、学校支援ボランティアの存在は非常に重要です。各県立特別支援学校では、ボランティア養成講座を実施し、ボランティア登録者の確保に努めてきました。

ボランティア養成講座の受講者数は、1年当たり平均で60人程度増加し、令和3年度の169人から令和5年度には122人増えました。通常の学級における支援籍学習の実施人数が毎年増加していることから、引き続きボランティア養成講座を実施し、ボランティア登録者の確保に努める必要があります。

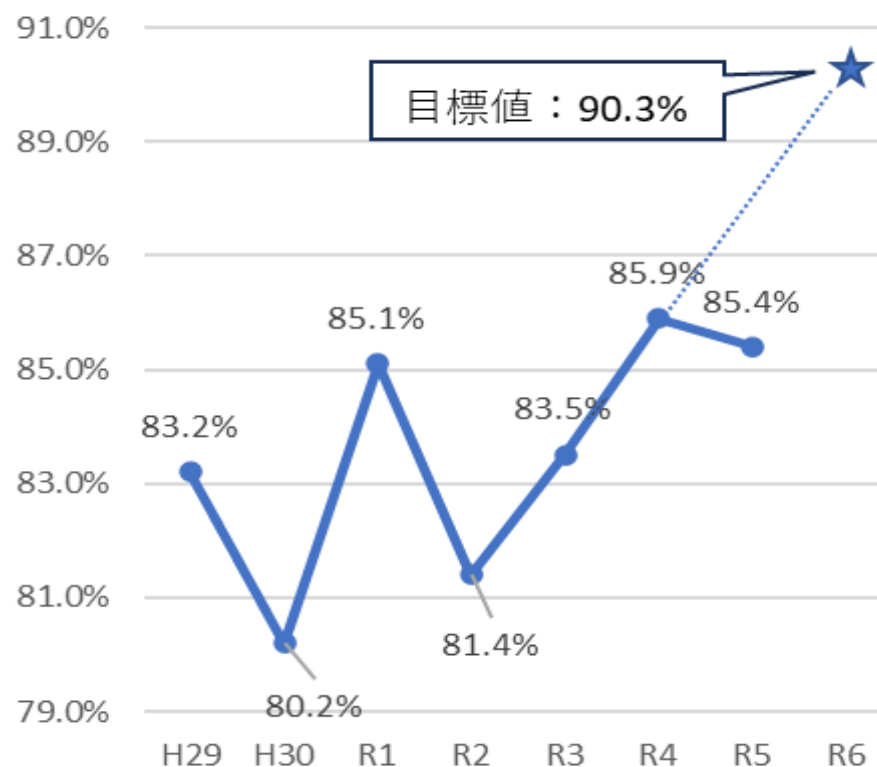


指標② 支援籍学習を支える学校支援ボランティア養成講座の年間受講者数

ウ 指標③ 特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率

特別支援学校では、キャリア教育と職業教育の充実に取り組んできました。県立特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率は、令和3年度の83.5%から令和4年度には2.4ポイント上昇しましたが、令和5年度には0.5ポイント下降しました。

主な要因として、高等部卒業までの3年間において、進路希望を変更するケースや、企業側が求める水準と生徒の実態が合わないケースが考えられます。今後は、就労支援アドバイザーの活用などにより、小・中学部の段階から就労支援を充実させるとともに、就労・実習先となる企業の開拓に重点的に取り組むことで、就労率の向上を目指していく必要があります。



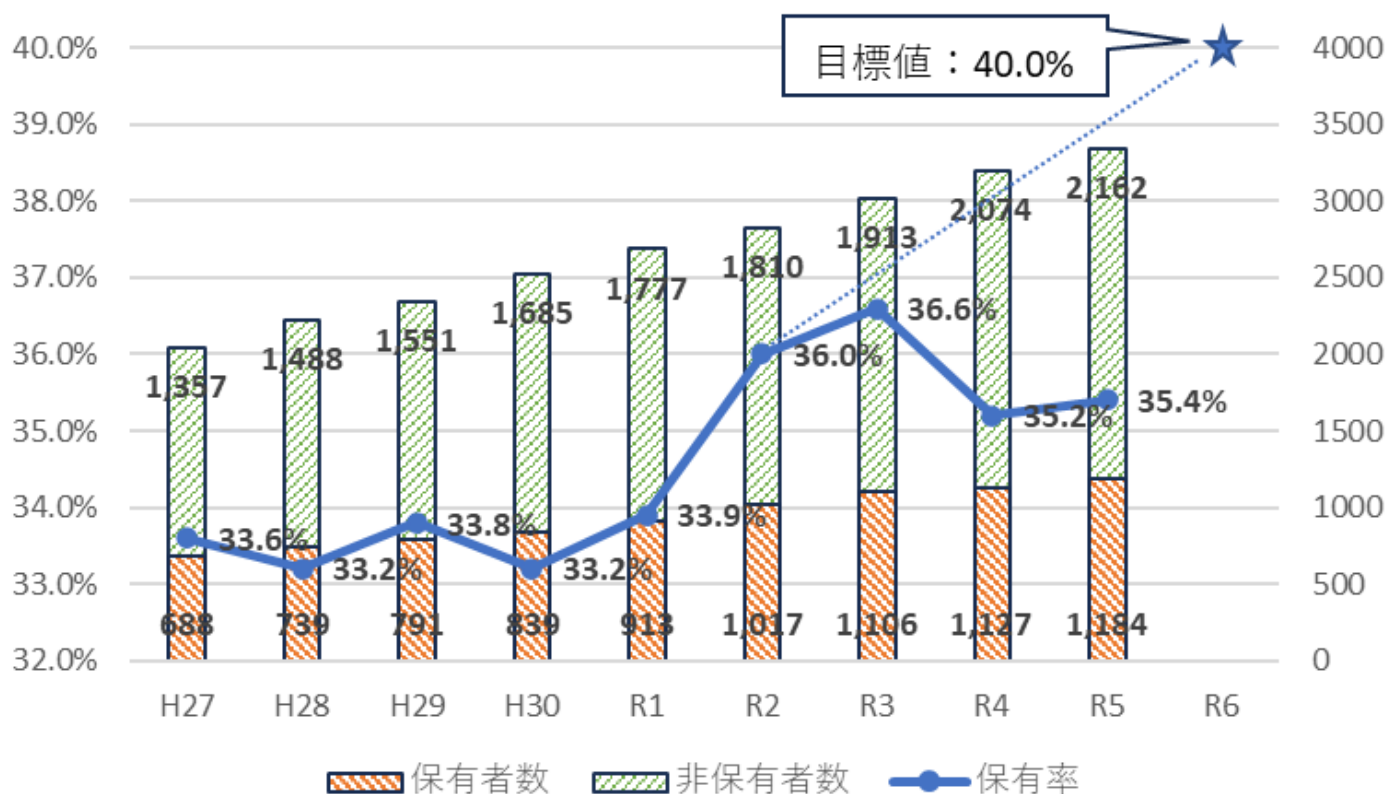
指標③ 特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率

(2) 目標Ⅱ 特別支援教育を担う教職員の専門性向上

ア 指標④ 特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率

県教育委員会では、特別支援教育を担う教職員の専門性向上を目指して、免許法認定講習の実施などにより特別支援学校教諭免許状保有率の向上に取り組んできました。特別支援学級の教員における免許状保有者数は年々増加しており、令和3年度の1,106人から78人増え、令和5年度には1,184人となっています。しかし、免許状保有率は36.6%から35.4%に下降しました。

認定講習の受講者数や免許状保有者数が増加している一方で、特別支援学級の設置が進んでいるため、免許状を持つ教員の配置が追いついていないことが主な要因と考えられます。今後は、認定講習の受講枠の拡大などにより、免許状保有者数の更なる確保に取り組んでいく必要があります。



指標④ 特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率

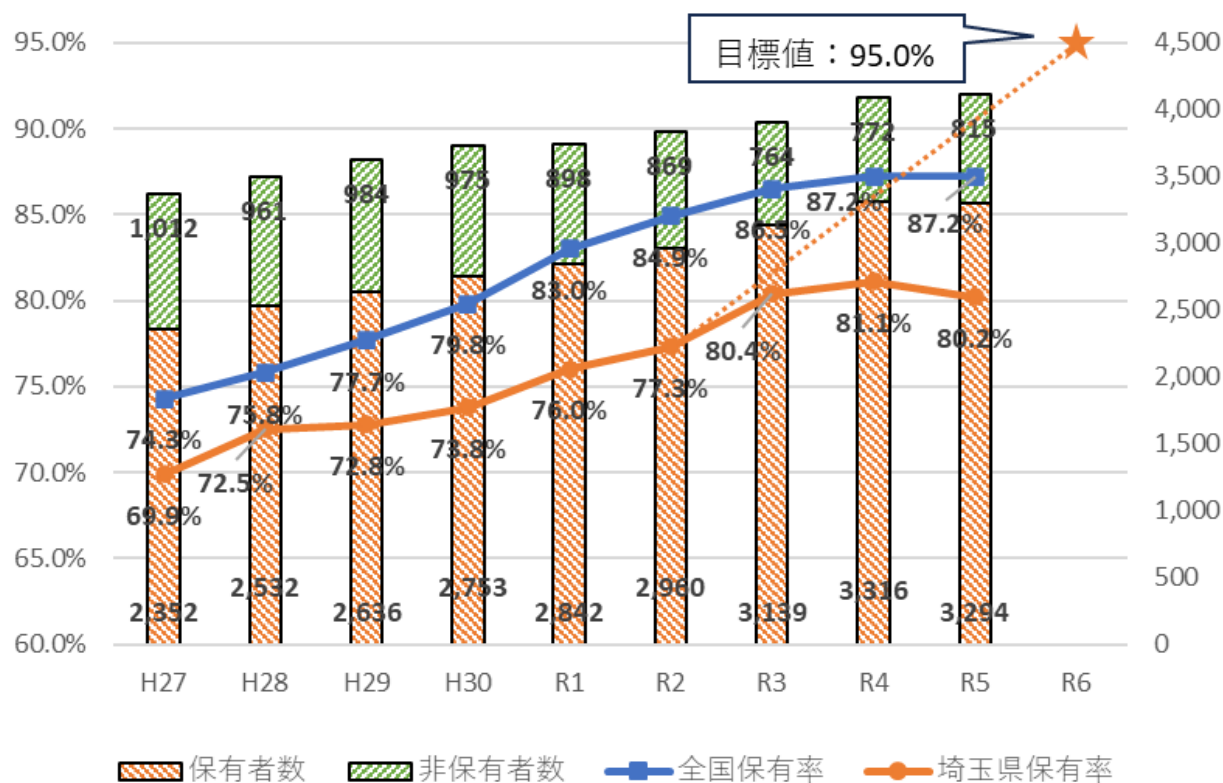
イ 指標⑤ 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率

特別支援学校の教員における特別支援学校教諭免許状保有者数は、令和3年度の3,139人から令和5年度には1,55人増加し、3,294人となりました。免許状保有率は令和3年度から令和4年度にかけて0.7ポイント上昇しましたが、令和5年度には0.9ポイント下降しました。

特別支援学級と同様に、免許状を保有する教員が増加している一方で、特別支援学校の在籍者数の増加に伴う学級数の増加に免許状保有者の配置が追いついていないことが主な要因と考えられます。

また、本県では、公立小・中学校及び県立高等学校の新規採用教員の一部を県立特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する経験を積ませる取組も影響しています。

今後も、免許状保有率の更なる向上を目指すとともに、研修の充実や計画的な人事交流を進め、各学校の管理職や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組む必要があります。



指標⑤ 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率

(3) 目標Ⅲ 教育環境の整備

ア 指標⑥ 特別支援学校の整備

喫緊の課題である県立知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、新設校や高校内分校の設置、校舎の増築などを進めてきました。

令和5年度には、岩槻はるかぜ特別支援学校と川口特別支援学校鳩ヶ谷分校、更に2校の高校内分校を開校しました。また、川越特別支援学校と三郷特別支援学校の校舎を増築しました。

令和6年度には、三郷特別支援学校三郷北分校と他2校の高校内分校を開校しました。現在、令和8年度及び令和10年度の供用開始を目指し、川口特別支援学校の増築工事に着手しています。

今後も埼玉県5か年計画における県南ゾーンを中心に県立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加が見込まれるため、更なる教育環境の整備が必要です。

また、学校施設のバリアフリー化の推進や、特別支援教育支援員の配置など、特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒のための教育環境の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

	校名	年度	達成状況
新設校の設置	岩槻はるかぜ特別支援学校	令和5年度	開校
高校内分校の設置	川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	令和5年度	開校
	狭山特別支援学校狭山清陵分校	令和5年度	開校
	久喜特別支援学校白岡分校	令和5年度	開校
	三郷特別支援学校三郷北分校	令和6年度	開校
	上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校	令和6年度	開校
	所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校	令和6年度	開校
	校舎の増築	川越特別支援学校	令和5年度
三郷特別支援学校		令和5年度	供用開始
川口特別支援学校		令和6年度	工事着手

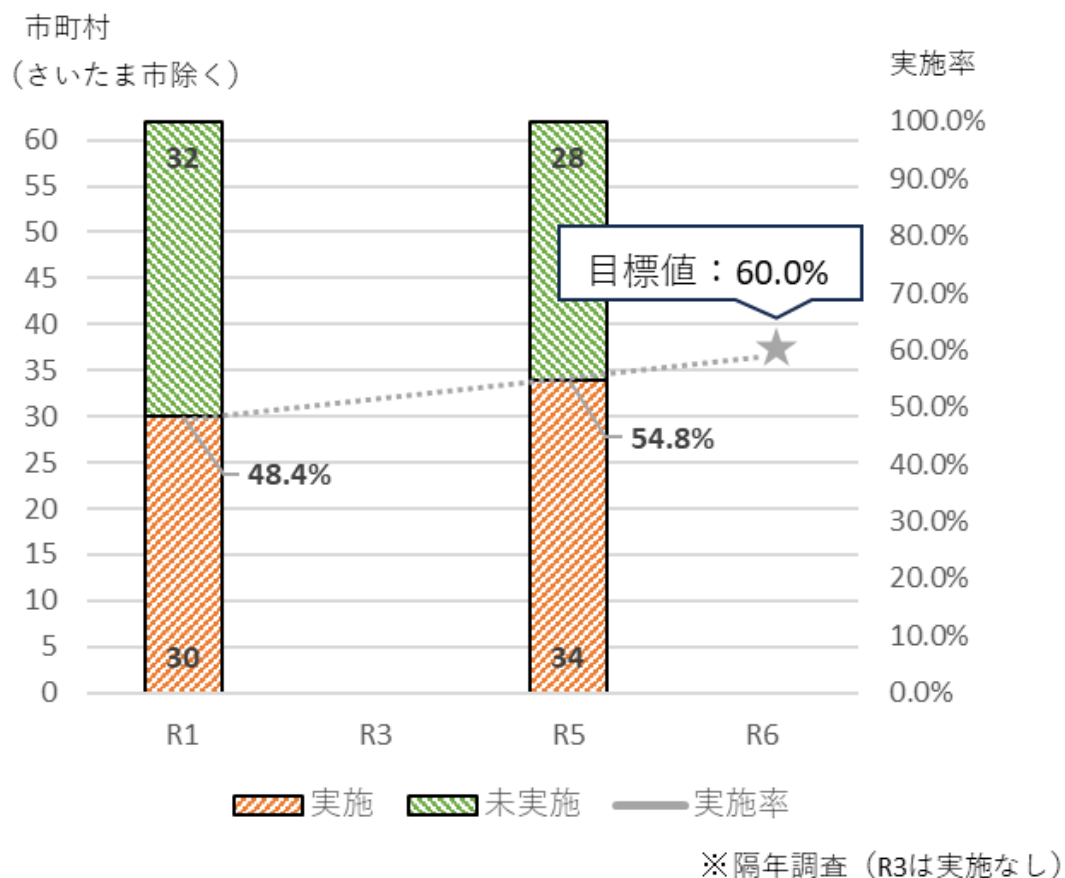
指標⑥ 特別支援学校の整備

(4) 目標Ⅳ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

ア 指標⑦ 福祉関係機関と連携した連絡会議の実施率

特別な教育的支援を必要とする子供は、学校と複数の福祉関係機関が支援に関わっていることが多いため、双方の関係構築を推進し、就学前から学校卒業後まで切れ目なく支援する体制を整備する必要があります。このため、市町村の福祉部局主催のケース会議の実施などについて働き掛けてきました。その結果、計画策定時の最新値である令和元年度の48.4%から令和5年度には54.8%となり、6.4%上昇しました。

学校の内外で切れ目ない支援を行うためには、関係機関との連携は極めて重要です。今後も、更に取り組を強化していく必要があります。



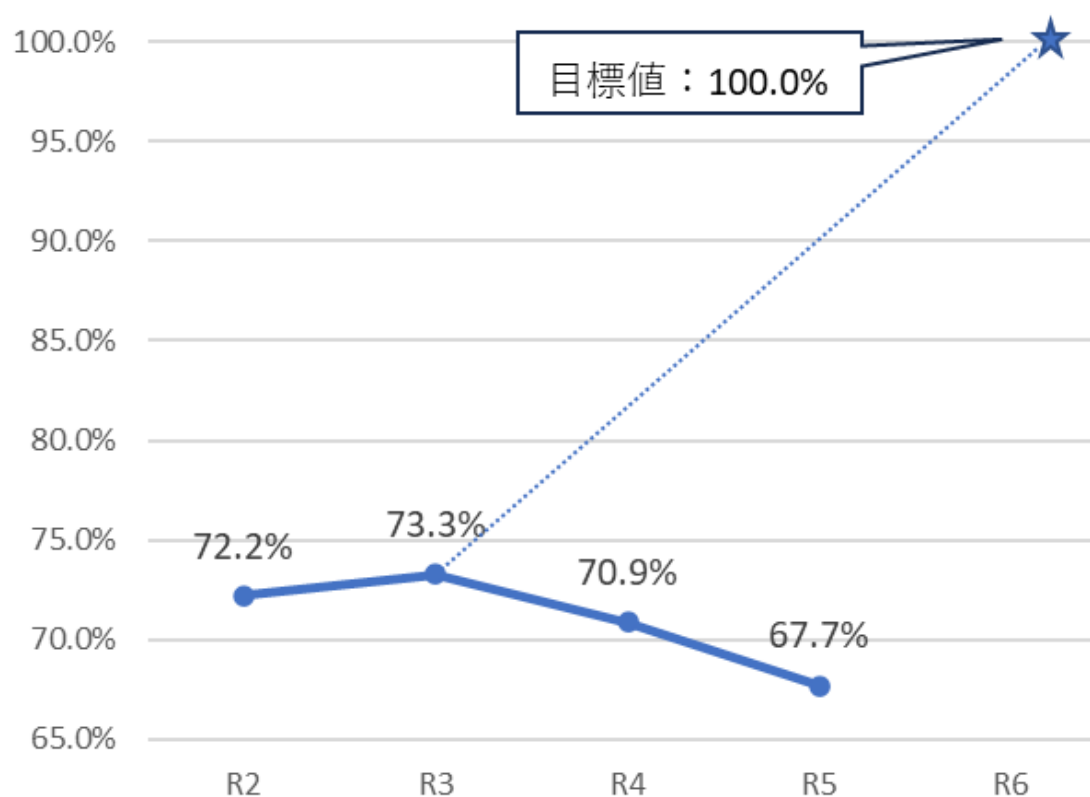
指標⑦ 福祉関係機関と連携した連絡会議の実施率

イ 指標⑧ 個別の教育支援計画を用いた就労関係機関への引継ぎを行っている割合

就労関係機関でも切れ目のない支援を行うため、障害特性や配慮事項が詳細に記された個別の教育支援計画を活用した引継ぎの実施について、各県立特別支援学校に働き掛けを行ってきました。しかし、令和3年度の73.3%から令和5年度には67.7%となり、5.6%下降しました。

主な要因として、各学校で進路指導の記録などが記された「実習個人票」などを用いた引継ぎが行われていることが考えられます。

生徒の実態や学校で実施してきた合理的配慮などを確実に引き継ぐため、個別の教育支援計画は重要な役割を担っています。そのため、個別の教育支援計画を用いた引継ぎの重要性や記述方法について、引き続き各学校に働き掛けていく必要があります。



指標⑧ 個別の教育支援計画を用いた就労関係機関への引継ぎを行っている割合

3 特別支援教育を取り巻く社会の動向

近年、共生社会の形成を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重視されています。国においては、学校教育法施行令や施行規則の改正、各種関連施策の充実などが図られてきました。

こうした中、文部科学省においては、令和3年6月に、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、従来の「教育支援資料」の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更し、内容の改訂を行いました。

さらに、令和4年3月には、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のため、養成・採用・研修等について、教育委員会、学校、大学等の関係者が取り組むべき方向性を示した「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」を取りまとめました。

そして、令和5年3月に取りまとめた「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告では、よりインクルーシブな社会の実現に向けて関連施策等の一層の充実を図ることを求めています。

また、令和4年の障害者権利委員会対日審査における総括所見に対しては、令和5年3月の文部科学省初等中等教育局長通知「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」において、障害者権利委員会における勧告の趣旨等を踏まえ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備をはじめ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある「多様な学びの場」の整備を着実に進めていくとしています。

本県では、令和4年3月に、埼玉県特別支援教育推進計画（令和4年度～令和6年度）を策定し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用の促進、特別支援学校教諭免許状の取得促進による教員の専門性向上、新設校や高校内分校の設置などによる教育環境の整備、医療的ケア実施体制の充実などの取組を進め、特別な教育的支援を必要とする子供の学びの場の整備を進めてきました。

また、令和6年7月には、第4期埼玉県教育振興基本計画を策定し、施策「障害のある子供への支援・指導の充実」で、共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備をはじめ、一人一人のニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ることなどを方向性として掲げ、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進などに取り組むこととしています。

4 本県における特別支援教育の現状と課題

(1) 連続性のある「多様な学びの場」の充実

令和4年の国の調査結果と同様に、本県でも通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあると考えられます。また、通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒も増加しています。これらの児童生徒に対して、適切な指導・支援を提供するためには、学校全体で取り組む校内支援体制の充実が不可欠です。各学校において校内委員会の設置が進んでいる一方で、校内委員会が効果的に活用されているか、その機能を検証していく必要があります。また、校内委員会を充実させるためには、特別支援教育コーディネーターがその役割に専念できるような条件整備も必要です。

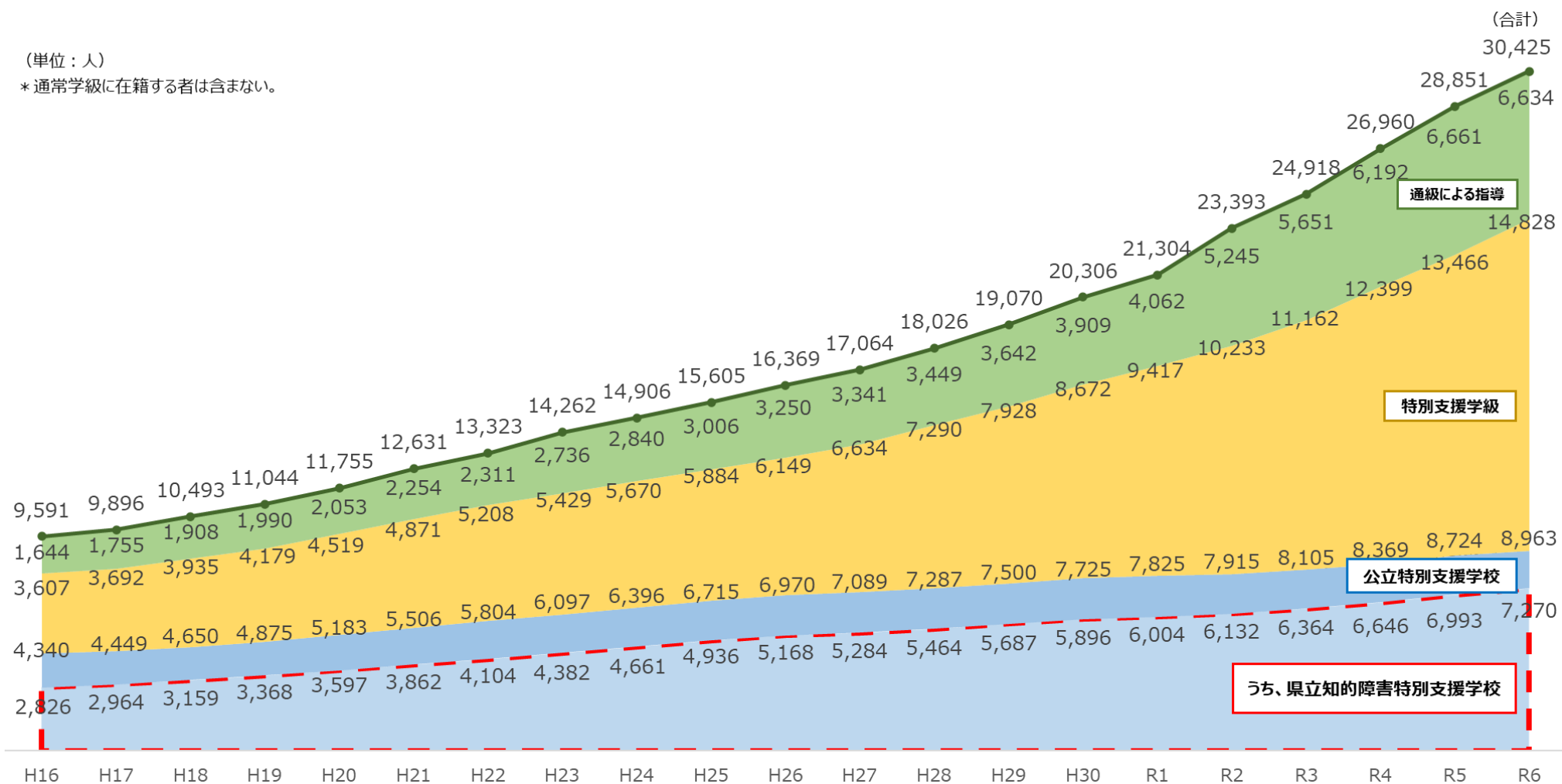
児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するためには、連続性のある「多様な学びの場」を整備・充実することが重要です。本県では、支援籍学習や高校内分校における取組などを通じて、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶための条件整備を進めてきました。しかし、通常学級支援籍については、実施人数が年々増加し、取組が定着している一方で、年間の実施回数が一人当たり平均2～3回程度にとどまっている現状や担任の付き添いに係る課題もあります。そのため、支援籍学習については、現状として十分な学習ができているか、目標が達成できているかなどを含め、これまでの成果と課題をまとめ、更なる発展に向けた検討が必要です。また、「多様な学びの場」の連続性を確保するためにも、支援籍学習の活用方法について検討する必要があります。

特別な教育的支援を必要とする子供に対し、適切な支援を行うために重要な個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成は、特別支援学校や特別支援学級では必ず作成されており、幼稚園、小・中学校等の通常学級及び高等学校でも作成に取り組んでいます。学校や学級担任などが変わっても、合理的配慮を含む必要な支援の内容を切れ目なく確実に引き継ぐため、作成及び活用を更に推進する必要があります。

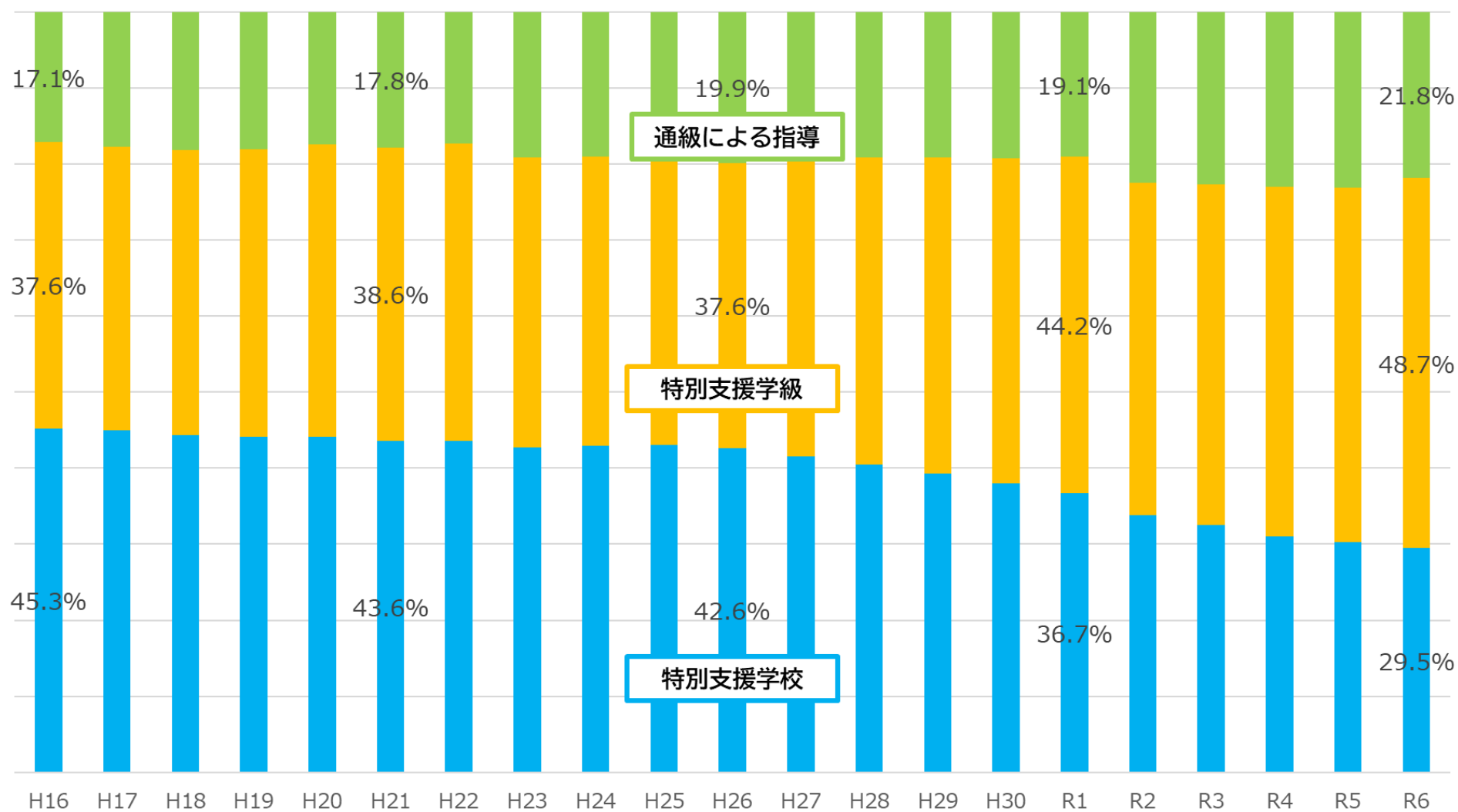
また、合理的配慮の提供については、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が卒業後に困らないよう、小・中学校の段階から自己理解を深め、合理的配慮を求める力を身に付けることが必要です。

(単位：人)

* 通常学級に在籍する者は含まない。



特別支援学級・特別支援学校等の児童生徒数の推移



通級による指導・特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒の在籍割合

(2) 特別支援教育を担う教職員の専門性向上

特別支援教育に関する理解や認識が高まる一方で、通級による指導や特別支援学級の担当教員の専門性向上は喫緊の課題の一つとなっています。特に、特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率が低い状況であり、免許状保有者の配置と専門性の向上を図る必要があります。そのため、免許法認定講習や研修の充実、計画的な人事交流などを進めることで、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組む必要があります。

校内の特別支援教育の推進において中心的な役割を担っている特別支援教育コーディネーターは、各学校で指名が進んでいるものの、専任の割合が低いという現状があります。特に、小・中学校及び高等学校等では、専任の割合が2割を下回る状況であり、その役割に専念できていない可能性が考えられます。特別支援教育コーディネーターがその役割に専念できる体制整備を進める必要があります。

(3) 教育環境の整備

県立知的障害特別支援学校の過密状況を改善するため、新設校や高校内分校の設置、校舎の増築を進めています。しかし、埼玉県5か年計画における県南ゾーンを中心に在籍者数の増加が見込まれるため、更なる教育環境の整備が必要です。

また、学校施設のバリアフリー化の推進や、特別支援教育支援員及び生活介助支援員の配置など、特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒のための教育環境の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

学校と関係機関が連携し、就学前から学校卒業後まで切れ目ない支援体制を整備するためには、福祉関係機関との連絡会議や就労関係機関への丁寧な引継ぎ及び医療関係機関との連携が必要です。そのため、学校と関係機関によるケース会議の実施や個別の教育支援計画の活用が引き続き重要となります。

また、医療的ケアを必要とする子供が増加していることから、各学校等における医療的ケアの実施体制を更に充実させるとともに、保護者の負担軽減を図っていく必要があります。

5 埼玉県特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）で目指すべき方向性

令和4年度から令和6年度の実施により、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上による校内支援体制の充実、新設校や高校内分校の設置及び校舎の増築による教育環境の整備など、各施策において一定の成果がありました。

一方、特別支援教育を取り巻く社会の動向や本県における特別支援教育の現状と課題を踏まえ、引き続き障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」における教育の質を向上させる必要があります。

また、特別支援教育に携わる全ての教職員の専門性の向上やそれを支えるための校内支援体制の充実、関係機関との連携の強化がますます重要です。

さらに、喫緊の課題である県立知的障害特別支援学校の過密対策やそれぞれの学びの場における適切な人的配置などの教育環境の整備にも引き続き取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、これまで達成を目指してきた4つの目標を継続し、これまでの取組を更に推進することで、誰一人取り残されず多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じる共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進を目指します。

目標	施策
<p>目標Ⅰ 連続性のある 「多様な学びの場」 の充実</p>	施策1 就学前における早期からの相談・支援の充実
	施策2 公立小・中学校等における学びの場の充実
	施策3 県立高等学校における学びの場の充実
	施策4 県立特別支援学校における学びの場の充実
<p>目標Ⅱ 特別支援教育を担う 教職員の専門性向上</p>	施策5 全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性の向上
	施策6 通級による指導、特別支援学級を担当する教員に求められる専門性の向上
	施策7 県立特別支援学校の教職員に求められる専門性の向上
<p>目標Ⅲ 教育環境の整備</p>	施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備
	施策9 県立高等学校における教育環境の整備
	施策10 県立特別支援学校における教育環境の整備
	施策11 学校施設のバリアフリー化の推進
<p>目標Ⅳ 関係機関の連携強化 による切れ目ない支援 の充実</p>	施策12 就学前の連携
	施策13 在学中の連携
	施策14 卒業後の連携
	施策15 医療的ケアが必要な子供への対応

埼玉県特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）の施策体系

第2章 施策の展開

1 目標Ⅰ 連続性のある「多様な学びの場」の充実

特別な教育的支援を必要とする子供が、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援を受けられるようにするため、連続性のある「多様な学びの場」の一層の充実が求められています。そのため、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名及び学校内外の専門家や専門機関との連携などによる支援体制の更なる充実を目指します。

加えて、特別支援教育コーディネーターが担っている役割に鑑み、各学校の特別支援教育コーディネーターの負担軽減も含め、校内支援体制の充実を図るための教職員定数の改善について、国へ要望します。

また、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成や教科等横断的な学習を推進するとともに、合理的配慮の提供やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり及び「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。

さらに、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するため、共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流及び共同学習の更なる充実に取り組み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進に努めます。

(1) 施策1 就学前における早期からの相談・支援の充実

ア 園内における支援体制の充実

公立幼稚園において適切な支援を継続的に行うため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名及び特別支援学校のセンター的機能の活用など、園内体制の整備や関係機関との連携を充実させるよう働き掛けます。

イ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用（施策2・3・13にも一部記載）

特別な教育的支援が必要な幼児やその保護者が、適切な支援を地域で切れ目なく受けることができるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用について、市町村教育委員会に働き掛けます。

ウ 幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修への講師派遣の協力

幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修への講師派遣の協力とともに、幼児教育の観点から特別支援教育を充実させるため、担任や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員の資質向上のための研修機会を充実させます。

エ 乳幼児健診や就学時健診、5歳児健診を活用した支援の充実

乳幼児健診や就学時健診、5歳児健診を活用し、早期から障害のある子供の状況を把握し、就学前からきめ細かい支援を充実させるよう市町村教育委員会に働き掛けます。

オ 地域で切れ目ない支援を行うためのサポート手帳の活用推進

きめ細かい就学相談や教育相談を行うため、市町村教育委員会に対して、各市町村の福祉担当窓口などで配布しているサポート手帳の活用を働き掛けます。

カ 関係機関と連携した適切な教育相談の実施

本人や保護者が正確な情報を基に、適切な就学先を希望することができるよう、小学校及び特別支援学校双方で受けられる教育内容や支援体制、合理的配慮の提供、卒業までの子供の成長の見通しなどの情報提供について、市町村教育委員会や特別支援学校に働き掛けます。

(2) 施策2 公立小・中学校等における学びの場の充実

ア 校内支援体制の充実と特別支援教育コーディネーターの負担軽減（施策3にも一部記載）

校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員を中心に校内支援体制の更なる充実を図ります。また、校内支援体制を充実させるために、教職員定数の改善について、国へ要望します。

イ 担任と特別支援教育コーディネーター等との連携強化

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍することなどを踏まえ、障害の特性に応じた支援の充実を図ります。具体的には、各学級において、担任と特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育支援員や専門家との連携を強化するよう市町村教育委員会に働き掛けます。

ウ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用（施策1・3・13にも一部記載）

特別な教育的支援が必要な児童生徒やその保護者が、適切な支援を地域で切れ目なく受けられるようにするため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進し、「多様な学びの場」の連続性を確保するよう、市町村教育委員会に働き掛けます。

エ 教育相談体制の整備・充実（施策3にも一部記載）

不登校やいじめなどの課題に対応するため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、中学校相談員を配置する市町村教育委員会へ助成を行い、教育相談体制を整備・充実させるよう働き掛けます。不登校対策を進めるに当たっては、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育の視点を取り入れた支援の在り方を検討します。

また、中学校における特別支援学級の生徒や通常の学級に在籍する発達障害のある生徒が、高等学校などへの進学を含め、様々な進路先を検討できるよう、校内相談体制の充実について市町村教育委員会に働き掛けます。

オ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくりの充実

県が策定した「校長及び教員としての資質向上に関する指標」に、ユニバーサルデザインの視点や合理的配慮の提供などに関する内容を位置付け、教員の専門性の向上を図ることで、児童生徒の多様なニーズに対応するための学級経営や授業づくりの充実を図ります。

カ 一人一人の障害の状態や特性に応じたICTを活用した指導の充実（施策3・4にも一部記載）

障害の状態や特性に応じたICTの活用等により、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。また、市町村教育委員会による遠隔技術を活用した専門的な指導を行う取組などの好事例の収集・周知を行います。

キ 学習指導要領を踏まえた個に応じた指導の充実

通級による指導の実施に当たっては、学習指導要領を踏まえ、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な内容となるよう市町村教育委員会に働き掛け、指導内容の充実を図ります。また、在籍する公立小・中学校等でも専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教員が当該児童生徒の在籍する公立小・中学校等を巡回して行う指導を更に推進します。さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう、教員の専門性の向上について市町村教育委員会に働きかけます。

ク 共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流及び共同学習の推進（施策3・4・13にも一部記載）

特別支援学級の児童生徒が、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する支援籍学習や交流及び共同学習を実施するよう、市町村教育委員会へ働きかけます。

また、支援籍学習や交流及び共同学習の実施回数の確保や学習内容の質の向上などの課題解決のための研究を進めます。研究成果の周知を通して、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進に努めます。教科学習について、児童生徒の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものは、年間指導計画等に位置付けて計画的に実施するよう市町村教育委員会に働きかけます。

ケ 病気療養中の児童生徒に対するオンデマンド型授業の活用に向けた検討（施策3・4にも一部記載）

入院等により、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、オンデマンド型授業を含めたインターネット等のメディアを利用した教育の機会の充実を図ります。その際、病弱特別支援学校や隣接する医療機関との連携を深めます。

コ 合理的配慮を求める力を育成する指導の充実（施策3にも一部記載）

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小・中学校等の段階から自己理解を深め、合理的配慮を求める力を身に付けられるようにするため、そうした児童生徒が自らのニーズを理解し、適切に対処できる力を育成する指導の充実を図ります。

(3) 施策3 県立高等学校における学びの場の充実

ア 校内支援体制の充実と特別支援教育コーディネーターの負担軽減（施策2にも一部記載）

校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員を中心に校内支援体制の更なる充実を図ります。また、校内支援体制を充実させるために、教職員定数の改善について国へ要望します。

イ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用（施策1・2・13にも一部記載）

個々の生徒に必要な支援が校内で切れ目なく行われ、「多様な学びの場」における連続性の確保につながるよう、生徒や保護者の意向にも配慮し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進します。

ウ 中学校との情報共有による支援体制の充実（施策13にも一部記載）

公立小・中学校等において、特別支援教育を受けてきた児童生徒の指導や合理的配慮の状況などを、高等学校へ十分に引継ぎを行うことにより、支援体制の充実を図ります。

エ 一人一人の障害の状態や特性に応じたICTを活用した指導の充実（施策2・4にも一部記載）

障害の状態や特性に応じたICTの活用などにより、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

オ 共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進（施策2・4・13にも一部記載）

交流及び共同学習を実施することで、障害のある生徒と障害のない生徒が、相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを推進します。

また、特別支援学校高校内分校と分校が設置されている高校の更なる連携強化やそのための仕組みづくりが求められていることから、交流及び共同学習の充実に向けた研究を進めます。

カ 通級による指導に関する指導体制の充実

通級による指導の実施においては、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に向け、課題の解決や自己理解を促すなど、生徒一人一人の卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくために指導体制の一層の充実を図ります。また、生徒がどの学校に通っても必要に応じて通級による指導を受けられる教育環境の整備を目指し、通級による指導を実施する学校数の拡大を検討します。

キ 病気療養中の児童生徒に対するオンデマンド型授業の活用に向けた検討（施策2・4にも一部記載）

病気療養によって生じる学習の空白を軽減し、学習を支援するオンデマンド型授業の活用に向けた検討を行います。

ク 教育相談体制の充実（施策2にも一部記載）

不登校やいじめなどの課題に対応するため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどして教育相談体制の充実を図ります。不登校対策を進めるに当たっては、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育の視点を取り入れた支援の在り方を検討します。

また、特別な教育的支援を必要とする生徒の様々な進路選択や相談への適切な対応、相談窓口の確保など進路希望に対応できる体制の充実を図ります。

ケ 合理的配慮の提供と合理的配慮を求める力を育成する指導の充実（施策2にも一部記載）

ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりや合理的配慮の提供を推進します。特別な教育的支援を必要とする生徒が、卒業後に困らないよう、自己理解を深め、合理的配慮を求める力を身に付けられるようにするため、そうした生徒が自らのニーズを理解し、適切に対処できる力を育成する指導の充実を図ります。

(4) 施策4 県立特別支援学校における学びの場の充実

ア 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進

子供の「知識、技能」「思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」を育成するため、各学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進し、県立特別支援学校における専門性の高い教育活動の充実を図ります。

イ 一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援の充実

子供の障害の状態を踏まえ、自立と社会参加に向けて必要となる言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力などの資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら教科等横断的な視点で育んでいく教育課程の編制を推進します。自立活動においても、子供の強みを生かして、主体的に学習に取り組み、自己選択・自己決定をしたり、自立活動の学習の意味を将来の自立や社会参加に結び付けたりしながら学習するなど、指導内容の工夫を図ります。

ウ 一人一人の障害の状態や特性に応じたICTを活用した指導の充実（施策2・3にも一部記載）

学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するため、ICTを活用した学習活動の充実を図ります。また、県立特別支援学校におけるICTの活用について、プロジェクトチームを組織し、各学校におけるICT活用事例の収集や研究等を行い、一人一人の障害の状態や特性に応じた指導の充実を図ります。

エ 学校内外の専門家や専門機関と連携した校内の支援体制の充実

子供の多様な教育的ニーズに対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの学校内外の専門家や専門機関と連携した校内支援体制の充実を図ります。

オ 社会人特別非常勤講師を活用した指導の充実

専門的な知見を活用するため、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門家を社会人特別非常勤講師として採用し、県立特別支援学校の教育活動の充実を図ります。

カ 自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進

卒業後を見据えながら、学校で学ぶことと社会生活との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育むため、社会生活の基盤となる力を育成するとともに、各学校の実践事例の収集・周知や企業との連携を強化するなど、自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の充実を図ります。

キ 新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発

従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅による労働形態も視野に入れ、ICTを活用した新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画を開発し、各学校で実施できる指導方法の検討を更に進めます。

ク 共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流及び共同学習の推進（施策2・3・13にも一部記載）

特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりを持ちにくい場合があることを踏まえ、居住する地域の学校の児童生徒の心のバリアフリーを育む支援籍学習や居住地域における交流及び共同学習を推進します。また、「多様な学びの場」の連続性を確保するための、支援籍学習の活用方法についても検討します。

さらに、特別支援学校高校内分校と分校が設置されている高校の更なる連携強化やそのための仕組みづくりが求められていることから、交流及び共同学習の充実に向けた研究を進めます。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進につながるよう、これらの取組の一層の充実を図ります。

ケ 特別支援教育コーディネーター等の人材育成

研修を通して、特別支援学校におけるセンター的機能の充実に資する特別支援教育コーディネーター等の専門的な支援を行える人材の育成に努めます。また、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、複数名の加配措置について国へ要望します。

コ 病気療養中の児童生徒に対するオンデマンド型授業の活用に向けた検討（施策2・3にも一部記載）

入院等により、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、オンデマンド型授業を含めたインターネット等のメディアを利用した教育の機会の充実を図ります。その際、病弱特別支援学校においては隣接する医療機関や公立小・中学校等との連携を深めます。

2 目標Ⅱ 特別支援教育を担う教職員の専門性向上

特別な教育的支援を必要とする全ての児童に対し適切な指導を行うため、通常の学級を含めた特別支援教育を担う全ての教職員の専門性について一層の向上を図ります。そのため、研修の充実はもとより、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とした学校全体での専門性のある指導体制の整備を推進するとともに、特別支援教育推進専門員による巡回支援や高等学校拠点校巡回支援など、外部専門家による支援を活用します。さらに、特別支援教育の経験の少ない教員の専門性向上のため、新規採用教員などへの研修や、校内におけるフォローアップ体制の整備を推進します。

(1) 施策5 全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性の向上

ア 体系的な研修の充実（施策6にも一部記載）

県立総合教育センターを中心とした、年次研修や特定研修、学校からの要請に応じた研修などニーズに応じた体系的な研修を実施し、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

イ 管理職の特別支援教育に関する専門性の向上

校長のリーダーシップにより校内の特別支援教育を推進する観点から、管理職を対象とした研修機会や研修内容を充実させ、専門性の向上を図ります。また、県立高等学校と県立特別支援学校の管理職の人事交流を一層推進します。

ウ 特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の一層の充実（施策7にも一部記載）

各学校における校内支援体制を推進するため、市町村教育委員会や県立高等学校長の推薦のもと、初めて特別支援教育コーディネーターに指名された教員や今後指名が見込まれる教員を対象とした研修を充実させます。

エ 国立特別支援教育総合研究所と連携して開発した研修パッケージの活用推進

国立特別支援教育総合研究所と連携して開発した「小・中学校等を対象とした特別支援教育に関する研修パッケージ」の活用を推進します。

オ 特別支援教育推進専門員による巡回支援や高等学校拠点校巡回支援による校内支援体制の充実

公立小・中学校等に対し特別支援教育推進専門員による巡回支援を実施し、校内支援体制を充実させることで組織的な専門性の向上を図ります。また、高等学校拠点校への特別支援教育巡回支援員による継続した定期的な巡回支援により、特別な教育的支援を必要とする生徒への校内支援体制の充実を図ります。

カ 公立小・中学校等、県立高等学校と県立特別支援学校との計画的な人事交流の実施

特別支援教育の専門性を有する教員を増やしていく観点から、公立小・中学校等、県立高等学校、県立特別支援学校間の人事交流を積極的に実施することで、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

キ 教員志望への動機付けのための教員養成系大学との連携強化

特別支援教育への関心を高め、その魅力を伝えるため、教員養成系大学と連携し、大学主催のセミナーや演習に講師を派遣するなど、教員志望者への動機付けを高める取組を推進します。また、県立特別支援学校において、教員採用選考試験の志願者の増加を図るため、教育実習の受入れを推進します。さらに、彩の国かがやき教師塾ベーシックコース（大学2年生対象）における学校でのボランティア体験において、特別支援学校志願者に対して多様な体験活動を実施するとともに、小・中学校等の志願者に対して、特別支援学級での体験もできるよう受入れ校に依頼します。

ク 専門性の高い人材の確保のための特別選考の実施

教員採用選考試験において、特別支援教育に関する知識や技能、経験、国家資格の保有を評価します。さらに、埼玉県教育委員会が指定する大学からの大学推薦特別選考を実施することにより、専門性の高い人材の確保に取り組みます。

ケ 新規採用者の特別支援教育に関する経験の蓄積

多様な教職経験は資質の向上に資することから、意向確認の上、県立特別支援学校への配置や特別支援学級担任としての配置を積極的に進めます。また、人事異動方針などに基づき、特に経験年数の短い教員には、特別支援教育を含め、多様な経験を積ませるよう人事配置を進めます。市町村教育委員会に対しても、こうした人事配置を進めることについて働きかけます。

(2) 施策6 通級による指導、特別支援学級を担当する教員に求められる専門性の向上

ア 体系的な研修の充実（施策5にも一部記載）

県立総合教育センターを中心とした、年次研修や特定研修、学校等からの要請に応じた研修などニーズに応じた体系的な研修を実施し、通級による指導、特別支援学級を担当する教員の専門性の向上を図ります。

イ 新たに特別支援教育を担当する教員の専門性の向上やフォローアップ体制の充実（施策7にも一部記載）

特別支援教育の研修受講歴や経験の少ない教員が安心して特別支援教育を担えるよう、研修機会の確保や研修の内容などを充実させ、フォローアップ体制を整備するとともに、専門性の向上を図ります。

ウ オンライン等による研修の実施・拡大

各学校の教員が研修に参加しやすくなるよう、オンライン研修の実施機会の拡大など、研修方法の見直しを行います。

エ 全ての教職員が協働した校内の支援体制の充実

校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育の専門性を組織的に担保・維持していくため、特別支援学級や通級による指導を担当する教員と校内の全ての教職員が協働した校内支援体制の充実を図ります。

オ 特別支援教育推進専門員による巡回支援の実施（施策8にも一部記載）

公立小・中学校等からの要請に応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室における指導・支援の経験を豊富に有する特別支援教育推進専門員による巡回支援を行います。

カ 免許法認定講習の活用による免許状保有率の向上（施策7にも一部記載）

通級による指導や特別支援学級を担当する教員の専門性を向上する観点から、免許法認定講習の受講枠を拡大し、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図ります。

キ 担当教員の主体的な学びを支える資料の提供

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」や「特別支援学級ハンドブック」等、国や県の研修情報サイトの活用などによる資料を提供し、通級による指導や特別支援学級を担当する教員の主体的な学びを推進します。

(3) 施策7 県立特別支援学校の教職員に求められる専門性の向上

ア 新たに特別支援教育を担当する教員の専門性の向上やフォローアップ体制の充実（施策6にも一部記載）

新規採用教員や人事異動で初めて特別支援学校に配属された教員など、特別支援教育の研修受講歴や経験の少ない教員が安心して特別支援教育を担えるようなフォローアップ体制の整備を行います。また、専門性向上を図るため、研修機会を充実させます。

イ 特別支援学校法定研修や年次研修等の充実

県立総合教育センターを中心とした、年次研修や特定研修、学校等からの要請に応じた研修などニーズに応じた体系的な研修を実施し、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

ウ 長期研修や専門研修の推進

本県の特別支援教育を推進する指導者を育成するため、長期研修や専門研修への派遣を積極的に行います。

エ 特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の一層の充実（施策5にも一部記載）

校内支援体制の整備や特別支援学校におけるセンター的機能を充実させるために重要な役割を担う特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を充実させ、専門的な支援を行うことができる人材の育成に努めます。

オ 免許法認定講習の活用による免許状保有率の向上（施策6にも一部記載）

県立特別支援学校の教員の専門性を向上する観点から、免許法認定講習の受講枠を拡大し、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図ります。

カ 学習指導要領を踏まえた指導・支援の充実

一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実、学びの連続性の重視など、学習指導要領の趣旨を踏まえた、きめ細かな指導や支援に取り組むよう授業改善を推進し、個に応じた指導・支援を推進します。その際、校内においてはOJTにより、他の教職員と連携しながら、学校全体の教職員の専門性の向上を図ります。

キ 自立活動の指導の充実

特別支援学校において、自立活動が重要な教育活動であることから、子供の障害の状態や特性を適切に把握し、自立活動の時間における指導と各教科等の指導との関連性を図るなど、専門性の向上を図ります。

ク 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した関係機関との連携

障害の状況や発達段階に応じて一人一人の成長を支え、能力や可能性を最大限に引き出す教育を行うために、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、子供の成長や教育的ニーズに応じた支援内容などについて、本人・保護者・学校・関係機関が共有できる体制を一層推進します。

ケ 障害種に応じた専門性や指導力の向上

(ア) 視覚障害教育

一人一人の見え方を考慮した教材・教具の開発、授業形態の工夫のほか、通常の学級との交流及び共同学習や、歩行訓練士などの専門家の活用を通し社会性や集団への参加能力を高めるための指導力の向上を図ります。

(イ) 聴覚障害教育

特別支援学校に在籍する子供の障害の状態が多様化しているため、個々の障害の状態等に応じた指導力の向上を図ります。また、経験

や技術に応じた研修会などを通して、教職員の手話能力の向上を図ります。

(ウ) 病弱教育

健康の維持・管理、運動制限に応じた学習活動の創意工夫やICT活用による疑似体験、学習空白に応じた個別指導や学習内容の精選が効果的に行えるよう、教員の教科指導の専門性の向上を図ります。

(I) 肢体自由教育

児童生徒の障害の重度・重複化、多様化へ対応するための知識や専門性のほか、身体の動きや意思の表出等を読み取るといった、一人一人の教育的ニーズに合わせて指導・支援を行えるよう、指導力の向上を図ります。

(オ) 知的障害教育

知的障害の特性を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じて指導できるよう、教員の専門性の更なる向上を図ります。また、自閉症の特性を有する児童生徒に対して、教室環境や活動を分かりやすく示すなど、適切に指導・支援できる力の向上を図ります。

3 目標Ⅲ 教育環境の整備

特別な教育的支援を必要とする全ての子供が最適な環境で学ぶための教育環境の整備を進めます。そのため、各学校における合理的配慮の提供を推進するとともに、通級による指導を担当する教員の適切な配置や特別支援教育支援員及び生活介助支援員の配置など、人的配置の充実を図ります。さらに、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の過密状況の改善など、県立特別支援学校における教育環境の整備を推進します。

(1) 施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備

ア 市町村教育委員会が策定した計画の着実な実施

市町村教育委員会が策定した特別支援教育の推進に関する計画を踏まえ、教育環境の整備や人材育成のほか、校内支援体制の充実や関係機関との連携強化などを推進するよう働きかけます。

イ 通級による指導や特別支援学級の充実

通級による指導や特別支援学級に在籍する児童生徒の増加が続いていることから、適切な学びの場を確保し、通級による指導や特別支援学級の充実を図るよう引き続き市町村教育委員会へ働きかけます。

ウ 特別支援教育推進専門員による巡回支援の実施（施策6にも一部記載）

公立小・中学校等に対して、豊富な経験を有する特別支援教育推進専門員による巡回支援を実施し、通級による指導や特別支援学級を担当する教員の指導力の向上を図ります。

エ 通級による指導の担当教員の適切な配置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による基礎定数化を踏まえ、通級による指導の担当教員を、適切に配置します。

オ 巡回型の「通級による指導」の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、在籍する学校において通級による指導を受けられるよう、市町村教育委員会に対して、拠点校から担当教員が訪問するなど、教員の兼務発令を活用した巡回型の指導の推進を働きかけるとともに、好事例の共有により取組を推進していきます。

カ 特別支援教育支援員の確保や配置

合理的配慮の一環として市町村教育委員会に対して、特別支援教育支援員の確保や配置を働きかけます。

(2) 施策9 県立高等学校における教育環境の整備

ア 通級による指導の導入の推進

中学校において、通級による指導を受けている生徒が増加傾向にあることから、中学校からの引継ぎや生徒及び保護者との面談の実施により、生徒の教育的ニーズを適切に把握するとともに、通級による指導を実施する「拠点校」での成果を共有し、高等学校における通級による指導の導入を推進します。

イ 特別な配慮や支援を必要とする生徒のための校内の支援体制の充実

高等学校の通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする生徒が一定数在籍していることから、中学校からの引継ぎや生徒及び保護者との面談の実施により、生徒の教育的ニーズを把握します。また、生徒が適切な支援を受けられるよう、生活介助支援員の配置などの校内支援体制の整備を推進します。

(3) 施策10 県立特別支援学校における教育環境の整備

ア 視覚障害特別支援学校

学校の要請に応じて歩行訓練師、視能訓練士、点字技能師などの専門家を社会人特別非常勤講師として配置し、障害の状態に応じた専門的な指導・支援を行うための教育環境の整備を推進します。

イ 聴覚障害特別支援学校

音声情報をテキストに置き換えるアプリケーションを適切に活用するなど、音声情報を可視化することで、学習の場における子供への情報保障の充実を図ります。

ウ 病弱特別支援学校

隣接する医療機関や小・中学校等と連携し、学習保障や復学の観点から、インタラクティブホワイトボードなどのICT機器の活用を推進します。

エ 肢体不自由特別支援学校

スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなど、引き続き様々な観点から通学時間の短縮に向けた取組を進めます。

オ 知的障害特別支援学校

埼玉県5か年計画における県南ゾーンを中心に児童生徒数が増加していることから、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、様々な方策を検討し、検討を終えたものから計画的に整備を行います。

カ 特別支援学校設置基準及び地域の実態を踏まえた適切な対応

県立特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、特別支援学校設置基準及び地域の実態を踏まえ適切な対応に努めます。

キ 市町村教育委員会との連携

埼玉県5か年計画における県南ゾーンを中心とした過密状況への対策を進めるため、児童生徒や保護者に配慮した上で、関係市町村教育委員会と連携し、情報交換や協議を進めます。また、市町村教育委員会から、市町村立特別支援学校を新たに設置するための相談があった場合などは、適切な助言等を行います。

(4) 施策11 学校施設のバリアフリー化の推進

ア 県立学校におけるバリアフリー化の推進

県立学校については、これまでも学校を整備する際や建物の大規模改修の際に、バリアフリートイレやスロープ等の整備を行うなど、施設のバリアフリー化を図ってきました。今後も、障害のある子供が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。

イ 市町村立小・中学校等のバリアフリー化に関する市町村への支援

市町村立小・中学校等の施設整備は学校設置者である市町村が主体的に取り組むこととなっていることから、国庫補助制度を活用しながら、教育環境の改善を進めていけるよう市町村教育委員会に対して情報提供を行い、市町村立小・中学校等のバリアフリー化を支援します。

4 目標IV 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

特別な教育的支援を必要とする全ての子供に対して、就学前から卒業後まで切れ目ない支援を行うため、福祉、医療、就労などの関係機関との連携強化を推進します。そのため、学校と関係機関による個別の教育支援計画の活用や連携会議の実施を推進するとともに、長期的な視点に立った教育相談・就学相談の実施や学校間での丁寧な引き継ぎを推進します。さらに、医療的ケア実施体制の更なる推進により、医療的ケア児とその家族に対する支援の充実を図ります。

(1) 施策12 就学前の連携

ア 市町村教育委員会と健康・福祉部局や療育機関等との連携推進

特別な教育的支援を必要とする子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、

早期から教育と健康・福祉部局や療育機関等との連携を一層深めるよう働き掛けます。

イ 関係機関が集う協議会等による連携体制の構築

市町村教育委員会に対して、各市町村の福祉担当窓口などで配布しているサポート手帳の活用について働き掛けるとともに、関係機関が集う協議会等による連携体制の推進を働き掛けます。

ウ 支援のための相談窓口の周知

乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、将来を見据えた長期的な視点に立ち、十分に情報が提供できるよう、特別な教育的支援を必要とする子供への支援に係る情報や相談窓口について、保護者に周知するよう、市町村教育委員会に働き掛けます。また、障害のある外国人等の子供についても、適切な支援を受けることができるよう、支援に係る情報や相談窓口について、保護者に周知するよう、市町村教育委員会に働き掛けます。

(2) 施策13 在学中の連携

ア 福祉関係機関等と連携した定期的な連絡会議等の実施

放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所との連携を通して、福祉関係機関と情報や考え方の共有を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図ります。

イ 就労関係機関等と連携した就労支援の充実

特別支援学校におけるキャリア教育では、卒業後を見据えた上で、早期から保護者や身近な教職員以外の大人とコミュニケーションをとる機会や、自己肯定感を高める経験が重要なため、実際に職業体験を行う機会等を確保するとともに、地域の就労関係機関等と連携した就労支援の充実を図ります。

ウ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用（施策1・2・3にも一部記載）

個々の児童生徒に必要な支援が義務教育段階から切れ目なく行われるよう、児童生徒や保護者の意向にも配慮し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進します。

エ 中学校と高等学校との情報共有による支援体制の充実（施策3にも一部記載）

小・中学校等において、特別支援教育を受けてきた児童生徒の指導や合理的配慮の状況などを、高等学校へ確実に引継ぎを行うことにより、支援体制の充実を図ります。

オ 特別支援学校におけるセンター的機能の充実

特別な教育的支援を必要とする子供への切れ目ない支援体制を整えるため、センター的機能を活用しながら、公立小・中学校等及び県立高等学校における福祉、医療、就労等の関係機関との連携体制を強化し、地域における支援体制の充実を図ります。

カ 共生社会の形成に向けた支援籍学習や交流及び共同学習の推進（施策2・3・4にも一部記載）

誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現を目指し、障害のある人と障害のない人が相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを育むために、支援籍学習や交流及び共同学習を推進し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒と地域とのつながりを深めます。

キ 長期的な視点に立った教育相談・就学相談の実施

就学時に決定した学びの場が固定されないことを踏まえ、長期的な視点に立った教育相談や就学相談を随時行い、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場を適切に選択できるよう、市町村教育委員会及び関係する学校等が連携して、本人・保護者への支援に努めます。

(3) 施策14 卒業後の連携

ア 個別の教育支援計画等を活用した就労関係機関への引継ぎの徹底

卒業後の職場への定着を図るため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、必要な配慮について、就労関係機関に情報が引継がれるよう徹底します。

イ 地域の就労関係機関と連携した卒業後の支援体制づくりの推進

県立特別支援学校と企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携し、生徒の就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実を図ります。

ウ 生涯学習につながる学習機会の充実

県立特別支援学校に在籍する子供が生涯を通じて教育や文化芸術、スポーツなど、様々な機会に親しむことができるよう、アスリートや芸術家等の外部講師を招いて授業を実施するなど、在学中から生涯学習につながる学習機会の充実を図ります。

エ 生涯学習ステーションを活用した情報発信

卒業後も生涯学習や余暇活動の機会を充実させるため、生涯学習ステーションを通じて社会教育や学習機会に関する講座、イベントなどの情報発信に努めます。

(4) 施策15 医療的ケアが必要な子供への対応

ア 県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実

県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とする子供が安心して学校で学べる環境を確保し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導ができるよう、相談医の配置、医療的ケアを担当する教員の育成、看護師の配置などの必要な体制の充実を図ります。

イ 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児及びその家族に対する支援を充実させます。

ウ 市町村教育委員会への助言・支援

市町村立小・中学校等における医療的ケアの実施体制を充実させるため、市町村教育委員会の要請に応じて助言・支援を行います。

第3章 計画の進行管理

1 施策評価の実施

本計画を着実に進めるため、目標ごとに具体的な指標を設けます。指標を基にP D C Aサイクルによる検証を行うことで、年度毎に本計画の進捗管理を行います。

2 指標一覧

目標	指標		現状値 (R5)	目標値		
目標Ⅰ 連続性のある 「多様な学びの場」の充実	1	通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率	個別の教育支援計画	公立幼稚園	90.9%	100%
			公立小学校	91.0%	100%	
			公立中学校	97.7%	100%	
			公立高等学校	97.7%	100%	
		個別の指導計画	公立幼稚園	93.8%	100%	
			公立小学校	93.0%	100%	
			公立中学校	100%	100%	
			公立高等学校	100%	100%	
2	支援籍学習を支える学校支援ボランティアの登録者数		515人	760人		
3	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率		85.4%	91.5%		
目標Ⅱ 特別支援教育を担う 教職員の専門性向上	4	特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率		35.4%	40.0%	
	5	特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率		80.2%	95.0%	
目標Ⅲ 教育環境の整備	6	特別支援学校の整備		-		
目標Ⅳ 関係機関の連携強化による 切れ目ない支援の充実	7	福祉関係機関と連携した連絡会議等の実施率		54.8%	80.0%	
	8	個別の教育支援計画を用いた就労関係機関への引継ぎを行っている割合		67.7%	100%	